

令和5年11月24日

魚沼市議会議長 森島 守人 様

議会運営委員会

委員長 本田 篤

議会運営委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 令和5年第4回魚沼市議会定例会について
(2) 閉会中の所管事務調査について
(3) その他

- 2 調査の経過 11月24日、委員会を開催し、上記案件について協議した。
令和5年第4回魚沼市議会定例会の付議事件及びその取扱い等については、別紙「令和5年第4回魚沼市議会定例会付議事件一覧」のとおりとすることとした。
また、急施事件については、定例会開会前日までに受理した請願及び陳情は、議長において取扱いを決することとし、その他の事件は議会運営委員会に諮ることとした。
閉会中の所管事務調査については、これを行うこととした。

議会運営委員会会議録

1 調査事件

(1) 令和5年第4回魚沼市議会定例会について

(2) 閉会中の所管事務調査について

(3) その他

2 日 時 令和5年11月24日 午前10時

3 場 所 本庁舎3階 委員会室

4 出席委員 星 直樹、星野みゆき、大平恭児、遠藤徳一、渡辺一美、佐藤 肇、本田 篤
(森島守人議長)

5 欠席委員 なし

6 説明員 内田市長、桑原総務政策部長

7 書 記 坂大議会事務局長、和田議会事務局次長

8 経 過

開 会 (10:00)

本田委員長 定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

(1) 令和5年第4回魚沼市議会定例会について

本田委員長 日程第1、令和5年第4回魚沼市議会定例会についてを議題といたします。(1)
付議事件について、執行部から説明をお願いいたします。

内田市長 付議事件につきましては、お手元に配付の事件一覧のとおりであります。詳細に
つきましては、総務政策部長から説明させていただきますので、よろしくお願ひします。

桑原総務政策部長 それでは、お手元の付議事件一覧を基に、順次ご説明申し上げます。

まず、事件番号1番 令和5年度魚沼市一般会計補正予算第6号についてであります。
当該補正予算の概要であります。主なものといたしましては、職員の人事異動及び人勤
に基づく給与改定による職員給与費等の増減調整をはじめ、低所得世帯に対する灯油購入
費支援金の計上及び物価高騰対策給付金の追加のほか、障害者相談支援業務の委託事業に
係る消費税額を追加するとともに、魚沼市医療公社に対する政策的医療交付金の追加を予
定しております。また、寿和温泉ヘルスセンター棟・プール棟の解体関連経費を計上する
とともに、羽川荘解体撤去工事費不足分を追加する一方、高圧電力利用事業者に対する電

気料支援金を減額することとしております。このほか、増額が見込まれるふるさと結寄附金関連経費の追加や、過年度に実施した新型コロナウイルスワクチン接種及び子育て世帯臨時特別給付金の事業費確定に伴う国庫負担金・補助金の返納額を追加する予定としており、これら一連の追加・組替とともに、財源の調整・変更を含めた内容を第6号補正予算としてお願いしたいとするものであります。なお、補正額につきましては、現時点で、歳入歳出それぞれ15億9千万円ほどの増額補正を見積っておりますが、そのうちの6億円がふるさと結基金積立金の増額分であります。なお、今回の補正予算の財源としては、ふるさと結寄附金のほか、合併特例債などの地方債、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などの追加を見込むとともに、ふるさと結基金繰入額を予定しております。加えまして、歳入歳出の補正以外に、寿和温泉ヘルスセンター棟・プール棟の解体撤去事業について令和6年度までの継続費を追加設定するとともに、生涯学習センター建設事業に係る書架購入費分について債務負担行為を新たに設定する内容を計上することとしております。

続きまして、事件番号2番 令和5年度魚沼市国民健康保険特別会計補正予算第2号につきましては、事業勘定会計分におきまして、前年度繰越金の確定に伴う基金繰入金の減額及び、前年度までの保険給付費負担金・交付金の精算に伴う返還金の追加、並びに産前産後の保険税軽減措置に係る電算システム改修費などを第2号補正予算として、歳入歳出それぞれ710万円の増額補正をお願いしたいとするものであります。

続きまして、事件番号3番 令和5年度魚沼市介護保険特別会計補正予算第2号につきましては、令和6年度からの介護保険制度改正に係る電算システム改修費を追加する内容で、第2号補正予算として歳入歳出それぞれ270万円の増額補正をお願いしたいとするものであります。

続きまして、事件番号4番 令和5年度魚沼市工業団地造成事業特別会計補正予算第1号につきましては、水の郷工業団地における開発行為変更許可申請関連費用を、一般会計からの借入を受けて追加する内容で、第1号補正予算として歳入歳出それぞれ100万円の増額補正をお願いしたいとするものであります。

続きまして、事件番号5番 令和5年度魚沼市病院事業会計補正予算第1号ですが、主なものといたしましては、職員の人事異動及び人勸に基づく給与改定による職員給与費等の増額のほか、指定管理者に対するエネルギー価格高騰対策補助金及び政策的医療交付金の増額に加え、医療機器更新費用の増額を合わせて、収益的収入・支出で3,160万円、資本的収入・支出で400万円それぞれ増額補正をお願いしたいとするものであります。

続きまして、事件番号6番 令和5年度魚沼市ガス事業会計補正予算第1号ですが、主なものといたしましては、収益的収入で新たにガス価格激変緩和対策事業費補助金に伴う料金収入との組替を行うとともに、職員の人事異動及び、人勸に基づく給与改定による職員給与費等の増額により、収益的支出で380万円、資本的支出で100万円をそれぞれ追加することとして、増額補正をお願いしたいとするものであります。

続きまして、事件番号7番 令和5年度魚沼市水道事業会計補正予算第1号につきましては、職員の人事異動及び、人勸に基づく給与改定による職員給与費等の増減調整のほか、施設電気料の増額を合わせて、収益的支出で670万円を減額し、資本的支出で130万円を増額する内容で補正をお願いしたいとするものであります。

続きまして、事件番号 8 番 令和 4 年度魚沼市下水道事業会計補正予算第 1 号ですが、こちらにつきましても職員の人事異動及び、人勸に基づく給与改定による職員給与費等の増額のほか、施設電気料の増額を合わせて、収益的支出で 1,040 万円を、資本的支出で 30 万円を、それぞれ増額する内容で補正をお願いしたいとするものであります。

続きまして、事件番号 9 番 魚沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてです。本案につきましては、国家公務員等の特別職の期末手当の支給月数の改定に準じることとして、議員の期末手当の支給月数の改定を行うものであります。

続きまして、事件番号 10 番 魚沼市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてですが、本案につきましても、国家公務員等の特別職の職員の給与改定に準じることとして、特別職の期末手当の支給月数の改定を行うものであります。

続きまして、事件番号 11 番 魚沼市職員の給与に関する条例の一部改正についてです。本案につきましては、一般職職員の給与について、新潟県人事委員会勧告に準拠した改定を行うため、所要の改正を行うものであります。

続きまして、事件番号 12 番 魚沼市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてです。本案につきましては、一般職の任期付職員の給与について、新潟県人事委員会勧告に準拠した改定を行うため、所要の改正を行うものであります。

続きまして、事件番号 13 番 魚沼市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の制定についてです。本案につきましては、市民・事業者の利便性の向上及び行政運営の効率化を図るため、書面等で行う行政手続をオンラインで行うための共通的な事項を定めるものであります。

続きまして、事件番号 14 番 魚沼市国民健康保険税条例の一部改正についてですが、本案につきましては、地方税法等の改正による国民健康保険税の減額項目の追加に伴い、所要の改正を行うものであります。

続きまして、事件番号 15 番 魚沼市総合案内及び物産販売施設条例の一部改正についてです。本案につきましては、旧堀之内庁舎 1 階に堀之内物産館を設置することに伴い、所要の改正を行うものであります。

続きまして、事件番号 16 番 財産の取得についてですが、本案につきましては、守門診療所に配置する医療情報システムの予定価格が 2,000 万円以上であることから、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び魚沼市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求める事案に該当するため提案するものであります。

続きまして、事件番号 17 番及び事件番号 18 番の 2 件につきましては、指定管理者制度を導入する公の施設において、その管理を行わせる指定管理者を指定するにあたり、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会議決をお願いするものであります。

事件番号 17 番については、養護老人ホーム南山荘の指定管理者を、事件番号 18 番については、堀之内物産館の指定管理者をそれぞれ指定するにあたって、議決をお願いしたいとするものであります。

続きまして、事件番号 19 番及び事件番号 20 番 人権擁護委員候補者の推薦についてですが、今年度末で任期満了となる人権擁護委員 2 名の後任の委員候補者を推薦するにあたり、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

続きまして、事件番号 21 番 教育委員会委員の任命についてです。本案につきましては、令和 6 年 1 月 31 日をもって任期満了となる教育委員 1 名を再任するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

なお、そのほかの予定議案といたしまして、1 件追加でお願いしたい事件がございます。羽川荘解体撤去工事請負契約の変更についてであります。本件につきましては魚沼市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条に規定する契約に係る変更を行うにあたり、変更金額が、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づく市長の専決処分事項として指定された 1,000 万円を超える金額となることから、議会の議決を求める事案に該当するため提案するものであります。しかしながら、当該変更契約に係る事業費については、本会議初日提案の令和 5 年度魚沼市一般会計補正予算第 6 号において予算の追加を盛り込んでいる関係で、これを可決いただいた後でなければ変更仮契約手続を行うことができないことから、当該工事請負変更契約の締結に関する議案を最終日に提案させていただきたいとするものであります。

本田委員長 説明が終わりましたので、これから質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。お諮りします。ただいま説明のあった市長提出事件については、これを受けることにしたいと思います。ご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。したがって、市長提出事件については受けることに決定しました。

次に、議長提出・受付事件について説明を求めます。

坂大議会事務局長 (資料「令和 5 年第 4 回魚沼市議会定例会付議事件一覧(案)」により説明)
本田委員長 それでは、ただいまの議長提出・受付事件について質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。お諮りします。議長提出・受付事件については、これを受けることにしたいと思います。ご異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。したがって、議長提出・受付事件については受けることに決定しました。

次に、(2)付議事件の取扱いについてを審議願います。ア、イについて議会事務局長に説明を求めます。

坂大議会事務局長 (資料「令和 5 年第 4 回魚沼市議会定例会付議事件一覧」の取扱(案)について説明)

本田委員長 ただいまの説明について質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。お諮りします。事務局長の説明のとおり取扱いとすることで、ご異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

次に、ウ、急施事件の取扱いについて議会事務局長に説明を求めます。

坂大議会事務局長 急施事件の取扱いについては、定例会開会日前日までに受理した請願、陳情については、議長において取扱いを決することとし、その他の事件については議長と委員長が協議し、議会運営委員会で取扱いを協議することとします。

本田委員長 ただいまの説明について質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。お諮りします。急施事件の取扱いについては、定例会開会日前日までに受理した請願、陳情は、議長において取扱いを決することとし、その他の事件につ

いては、議長、委員長が協議し、議会運営委員会で取扱いを決定することでご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

(2) 閉会中の所管事務調査について

本田委員長 日程第2、閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。お諮りします。本委員会が閉会中に所管事務調査を行うことについて、議長宛て申し出をしたいと思えます。ご異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。したがって、閉会中の所管事務調査については、議長宛て申し出を行うことに決定しました。

(3) その他

本田委員長 日程第3、その他についてを議題といたします。皆さんのほうで何かありますか。(なし) では、以上をもちまして、議会運営委員会を終わります。本日の会議録については、委員長に一任をお願いいたします。これで閉会いたします。お疲れ様でした。

閉 会 (10:23)